

令和8年度第1回城東区教育行政連絡会（小学校） 議事要旨			
日時	令和8年6月17日（水） 11時00分～12時00分	場所	城東区役所3階 312・313 会議室
出席者	区内小学校校長 城東区長、城東区副区長、子育て教育担当課長、子育て教育担当課長代理		
内 容			
報告案件	（1）令和7年度第2回城東区教育会議について（令和8年3月10日開催） （2）令和7年度教育関係事業の自己評価および令和8年度方針について		
議 題	○：校長からの意見や質問 ●：区の回答 （1）令和8年度いじめ対策事業の取組方針について ・事務局から、資料4－1（城東区スクールロイヤー事業について）・資料4－2（城東区スクールロイヤー事業令和7年度実績と今年度の申請状況）について説明を行った。 ・スクールロイヤーに相談・依頼できる内容として、いじめ対策委員会等の学校内打合わせにおけるスーパーバイザー的サポート・各校PTAにおいて実施する講演会や研修を追加した。 ○資料4－1について、いじめ対策委員会等でのスーパーバイザー的サポートとはどういうものか？ ●学校側が組織的な対応を検討する過程におけるサポートであり、学校側が必要とする内容とスクールロイヤーが助言できる内容の調整を行った上での実施となる。 ○急ぎで対応しなければならない場合にスクールロイヤーのサポートを必要とする場合、2、3日中には対応してもらえるのかどうか。 ●その時点でスクールロイヤーが抱えている案件の状況による。急ぎでサポートを要する場合、対面での相談等ではなく電話でのやりとりなら可能な場合もある。 ○保護者との話し合いの中に入ってもらえるのは可能かどうか？ ●顧問弁護士ではないため、あくまで中立な立場での同席になるので、お互いの意見を整理するような役割になると思われる。 ○学校側の対応で保護者の意見と相違があった場合に、保護者が中立のスクールロイヤーに対して相談できる窓口があればうれしい。【意見のみ】 （2）令和8年度不登校対策事業の取組方針について ・事務局から、資料4－3（次年度予算にかかるヒアリングでの意見（概要））について説明を行った。		
その他	（1）城東区の相談・連絡窓口 ・事務局から、資料5－1（「城東区いじめ・不登校相談・連絡窓口」について）・資料5－2（「城東区ヤングケアラー相談・連絡窓口」について）について説明を行った。 ・昨年度の第1回教育会議にて、相談の文言も入れるべきとの意見を受け、相談・連絡窓口と呼び名を変更したことについて説明を行った。		

	(2) その他 ・事務局から、資料6（教育関係会議年間スケジュール（令和8年度））について説明を行った。
資料	【資料1】令和7年度第2回城東区教育会議 議事要旨及び配付資料 【資料2－1】区運営方針の自己評価にかかる学校アンケート集計結果 【資料2－2】令和7年度区運営方針 目標及び実績 【資料3－1】令和8年度区運営方針 主な具体的取組み（抜粋） 【資料3－2】令和8年度城東区教育関係事業一覧・子育て支援関係事業一覧 【資料4－1】城東区スクールロイヤー事業について 【資料4－2】城東区スクールロイヤー事業令和7年度実績と今年度の申請状況 【資料4－3】次年度予算にかかるヒアリングでの意見（概要） 【資料5－1】「城東区いじめ・不登校相談・連絡窓口」について 【資料5－2】「城東区ヤングケアラー相談・連絡窓口」について 【資料6】教育関係会議年間スケジュール（令和8年度）